

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8年 5月 11日

支出負担行為担当官
大分労働局総務部長 竹下 洋介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）
- (2) 特質 入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による
- (4) 納入場所 大分労働局及び管下労働基準監督署並びに公共職業安定所
- (5) 入札方法 入札説明書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「令和07・08・09年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）」において、九州・沖縄地域で「物品の販売（事務用品類）」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札説明書の交付を受け、関係書類を提出した者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 労働関係法令を遵守していること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先
〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
大分労働局 総務部 総務課 会計第二係 電話 097-536-3211
- (2) 「令和07・08・09年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）」の「資格審査結果通知書」の写しを提出の上、入札説明書、仕様書等の交付を受けること。
- (3) 入札説明書交付期限：令和8年5月21日（木） 正午
- (4) 入札参加申込書受領期限：令和8年5月22日（金） 午後4時00分
- (5) 入札書の受領期限：令和8年5月26日（火） 午前9時30分

4 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年5月26日（火） 午前10時00分
- (2) 場所 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 大分労働局総務課

5 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://www.p-portal.go.jp/>））により執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た上、やむを得ない事情があると認められた場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

6 入札保証金 免除

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

8 契約書の作成の要否 要

9 その他

入札参加者は仕様書及び同時に配付する入札説明書等を熟読し、内容承認のうえ参加すること。

以上

入札説明書

本件調達に関し、競争入札に参加しようとする者は、本入札説明書、会計法、その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるものを熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 契約件名

令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）

2 購入物品、購入物品の数量、納入場所及び仕様

文房具等消耗品

納入場所、数量および仕様については別添1「令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）納入場所一覧表」及び別添2「令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）文房具等消耗品一覧表」のとおり。

- ① 文房具等消耗品の契約単価金額には、配送運搬費等諸経費を含むものとする。
- ② 納品完了後は、管理者の確認を受けること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。
当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で複権を得ない者。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - (3) 「令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）」において、九州・沖縄地域で「物品の販売（事務用品類）」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
 - (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
 - (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (7) 労働関係法令を遵守すること。
 - (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (9) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記14連絡先に照会すること。

4 参加申込書の提出

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

- (1) 提出期限
令和8年5月22日（金）午後4時00分
- (2) 提出場所
〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
大分労働局総務部総務課会計第二係
電話 097-536-3211
- (3) 提出書類及び方法

①電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申込書（別紙1） ・誓約書（別紙4） ・委任状（別紙2）（※該当者のみ） ・自己申告書（別紙5） 	<p>スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。（持参もしくは郵送可）</p>

②紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申込書（別紙1） ・誓約書（別紙4） ・委任状（別紙2）（※該当者のみ） ・紙入札参加申出書（別紙3） ・自己申告書（別紙5） 	<p>持参もしくは郵送により提出すること。</p>

③その他

上記①、②の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

5 入札執行の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

日 時 令和8年5月26日（火） 午前10時00分（午前9時50分から開場）

場 所 大分労働局 総務部 総務課（大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階）

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち合いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

(4) 再度入札の取扱

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 入札書の提出方法等

入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙4）を提出しなければならない。

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙3の様式により事前に申し出る必要がある。また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

入札金額については、総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

一旦提出した入札書は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しを行うことができない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和8年5月26日（火） 午前9時30分（入札公告のとおり）

*電子調達システムに設定されてある日時までとする。（電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到達しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和8年5月26日(火)午前9時30分 (入札公告のとおり)

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
大分労働局総務部総務課会計第二係 電話 097-536-3211

③ 入札書は、別紙様式による「入札書」にて作成し、封筒に入れ封印し、その封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(「支出負担行為担当官大分労働局総務部長」と記載)及び「[〇〇〇〇(入札件名)] 入札書在中」と朱書しなければならない。

なお、入札書の提出は直接持参を基本とすることとし、郵送を希望する場合は後記連絡先まで連絡すること。

7 代理人による入札

(1) 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

(2) 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、入札前(※上記4参照)に別紙2の様式による「委任状」を提出しなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札において他の入札者の代理を兼ねることができない。

8 落札者の決定方法

(1) 本入札は一般競争入札とし、落札者の決定は、原則として、本件入札公告及び本説明書に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断したものであって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

(2) 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含んで契約金額を見積るものとする。

(3) 落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(4) 入札の結果、予定価格の制限内で落札者がいないときは、直ちに再入札に付する。

(5) 競争入札において入札者が無くなった時、又は落札者が無いときは、予定価格の制限内で随意契約をすることができる。

(6) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書(落札通知書)により通知するものとする。

9 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

上記6の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

10 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 入札時に持参していただくもの

- (1) 令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格の「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
- (2) 入札書（再入札時用）
- (3) 代表者本人が参加する場合は、本人の名刺
- (4) 代表者以外の入札者は、委任状（別紙様式による）

13 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 本入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。また、詳細を記載した内訳書（見積書）を提出すること。
- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約金額とする。
- (4) 契約書は、大分労働局所定のものを使用し、当局の契約者は、支出負担行為担当官 大分労働局総務部長とする。
- (5) 納品検査終了後、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。
- (6) 入札結果については公表する。
- (7) 電子調達システムに関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。
 - ①F&Q・問い合わせ URL <https://www.p-portal.go.jp/faq>
 - ②電子調達システムヘルプデスク 電話 0570-014-889（ナビダイヤル）
- (8) 人権尊重への取り組み
入札参加者は、入札書の提出（G E P S の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

14 質問事項

その他、仕様等の内容及び入札、契約関係についての疑義が生じた場合は、書面により令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 4 時までに下記連絡先まで提出すること。

連絡先 〒870-0037

大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階

大分労働局総務部総務課会計第二係

担当者 福井 龍之介（フクイ リュウノスケ）

電話 097-536-3211

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121

令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）仕様書

1 件名

令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所（納入場所）

別添1「令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）納入場所一覧表」のとおり

4 仕様内容

(1) 調達品目

別添2「令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）文房具等消耗品一覧表」のとおり。

調達品目について、一部同等品でも可能とする。ただし、令和8年5月22日（金）午後4時00分までに、納入しようとする製品のカタログ等を持参し、支出負担行為担当官の確認を得ること。また、同等品については、グリーン購入法適合商品もしくは環境に配慮された商品を可能な限り選定すること。

なお、カタログ等の提出があっても、支出負担行為担当官が同等品であると認めない限り、入札への参加は認めない。

同等品可能な製品については、「令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）文房具等消耗品一覧表」の備考欄に「同等品可」と記したものとする。

※「JOINTEX 2027」の発刊があり次第、「令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）納入場所一覧表」に記載されている納入場所の全てに「JOINTEX 2027」を納入すること。

(2) 予定数量

文房具等消耗品一覧表の「予定数量」欄のとおり。

- ① 予定数量は、原則として大分労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所において令和7年度に発注した実績の数量等である。
- ② 予定数量は、あくまでも予定であるため増減については了承すること。

(3) 発注方法

当方から契約業者に原則年3回発注を行なう。

(4) 納入期限

発注日から30日以内（閉庁日である場合は翌開庁日）とする。

また、万が一誤った製品を納入し交換等再納入する場合も、指定された納入期限内に納入すること。

(5) 納品方法

- ① 発注書に記載された所属ごとの品目及び数量を納品すること。

なお、納品日時は、納入先官署の庶務担当者と事前に必ず調整することとし、原則として午前9時から午後5時までに納品すること。

- ② 郵送による納品も可能とするが、原則として郵送するダンボール等が複数ある場合は、同日に納品すること。

なお、郵送事故による品目の破損等は契約業者の負担により新品に取り替えること。

- ③ 納品は、梱包されている箱等にわかりやすく記載して表示すること。
- ④ 一官署の同一品目を複数納品する場合は、ひとまとめにする等の品目ができるように各官署の検査職員が検品し易い状態で納品すること。

なお、「令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）納入場所一覧表」に記載されている「4大分労働局 職業安定部」については、指定した階ごとに梱包を分けて納品すること。

- ⑤ 納品時には、納入先官署の担当者から署名もしくは捺印を「受領書」等に受領すること。
なお、郵送による場合は、梱包する箱等にわかりやすく「受領書」及び「返信用封筒」を同封し、受領書の返送を受けること。

納入完了後は、上記受領書をまとめて、大分労働局総務部総務課会計第三係宛に郵送すること。

(6) 留意事項

- ① 上記(3)から(5)までの取扱いとは別に発注する場合があります。
この場合の発注内容（納入期限及び数量等）は、当方と契約業者の協議により決定することとするが、原則として当方の発注内容に応じること。
- ② 契約品目が製造中止等により提供をできなくなる場合は、事前に当方に通知すること。
また、提供できなくなった契約品目については、後継製品もしくは同等以上の製品を同一の契約単価で提供すること。
ただし、該当する製品がない場合は、この限りではない。
- ③ 入札金額の単価金額には、送料等の全ての費用を含めることとし、いずれの納入場所にも同一の単価金額で納めること。

(7) アフターケア

- ① 障害発生時の窓口は、契約業者に一本化し誠意をもって迅速に対応すること。
- ② 納入物品に関して、物品引渡しの日から1年以内に発見された瑕疵にかかる修理または取替の諸費用は契約業者が負担すること。
- ③ 納入物品について、当方の重大な過失でない場合の故障は、納入後1年間無償修理対応すること。

(8) その他

本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。

5 代金の請求及び支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 『請求書』の宛名は「官署支出官 大分労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- (4) 請求書の提出先及び請求書の詳細については、以下の担当部署に確認すること。

大分労働局総務部総務課 会計第三係

〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階

(TEL：097-536-3211)

6 問合せ先

大分労働局総務部総務課 会計第二係 担当者：福井 龍之介（フクイ リュウノスケ）

〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階

(TEL : 097-536-3211)

※ 上記担当者は、契約締結後予告なしに変更する場合があります。

令和8年度文房具等消耗品の購入(単価契約) 納入場所一覧表

下記所在地の指定された場所に納品する。

1	大分労働局 総務課	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 (電話) 097-536-3211
2	大分労働局 雇用環境・均等室	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 (電話) 097-534-4025
3	大分労働局 労働保険徴収室	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階 (電話) 097-536-7095
4	大分労働局 職業安定部	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3・4・5階 (電話) 097-535-2090
5	大分労働局 労働基準部	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階 (電話) 097-536-3212
6	大分公共職業安定所	大分市都町4-1-20 3階 (電話) 097-532-3481
7	別府公共職業安定所	別府市青山町11-22 2階 (電話) 0977-88-6078
8	中津公共職業安定所	中津市大字中殿550-21 (電話) 0979-24-8609
9	日田公共職業安定所	日田市淡窓1-43-1 (電話) 0973-22-8609
10	佐伯公共職業安定所	佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎1F (電話) 0972-24-8609
11	宇佐公共職業安定所	宇佐市大字上田1055-1 宇佐合同庁舎1F (電話) 0978-32-8609
12	豊後大野公共職業安定所	豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎3F (電話) 0974-22-8609
13	大分労働基準監督署	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2F (電話) 097-536-2477
14	中津労働基準監督署	中津市大字中殿550-20 中津合同庁舎2F (電話) 0979-22-2720
15	佐伯労働基準監督署	佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3F (電話) 0972-22-3421
16	日田労働基準監督署	日田市淡窓1-1-61 (電話) 0973-22-6191
17	豊後大野労働基準監督署	豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4F (電話) 0974-22-0153

令和8年度文房具等消耗品の購入(単価契約)文房具等消耗品一覧表

別添2

整理番号	品名	仕様	メーカー	品番	カタログ掲載頁	数量単位	定価又は参考価格(消費税別)	予定数量	合計金額(消費税別)	備考
事務用品(「カタログ掲載頁」は、指定のない限り「ジョイントテックス2026」 指定がある場合は各カタログの「2026版」)										
1	フルカラープリント用紙	白色度96% A4 500枚 5冊入り	スマートバリュー	AO76J	P.31	箱		2		同等品可
2	厚口マルチペーパー	中厚 紙厚96μm A4 500枚入	スマートバリュー	A041J	P.32	冊		2		同等品可
3	厚口マルチペーパー	特厚 紙厚148μm A4 500枚入	スマートバリュー	A043J	P.32	冊		14		同等品可
4	いつものカードキリっと(片面) タイプ 名刺・表示用	A4/10面 50枚入	プラス	MC-KK701V	P.57	冊		53		同等品可
5	レーザープリンタ用ラベル (10面/シート)	A4判 100枚入(1,000片)	イーワン	31367	P.50	冊		10		同等品可
6	レーザープリンタ用ラベル (12面/シート)	A4判 100枚入(1,200片)	イーワン	31362	P.50	冊		40		同等品可
7	レーザープリンタ用ラベル (ノーカット)	A4判 100枚入	イーワン	31361	P.50	冊		32		同等品可
8	エアダスター	DME、炭酸ガス 350ml 228g	エレコム	AD-ECOM	P.103	本		12		同等品可
9	OAクリーナー (ウェットティッシュタイプ)	液晶用クリーナー L 120枚入 ノンアルコールタイプ	プラス	OC-200S	P.102	個		7		同等品可
10	OAクリーナー (ウェットティッシュタイプ)	液晶用クリーナー 詰替え用L 100枚入 ノンアルコールタイプ	プラス	OC-230S	P.102	袋		22		同等品可
11	マウスパッド (ブルー)	横180×縦150×厚0.5(mm) 光学式・ボール式マウス対応	エレコム	MP-065ECOB	P.108	枚		17		同等品可
12	ラミネートフィルム	GBC/パウチフィルム A4 216×303(mm) 20枚入り	アコ・フランス・ジャパン	YP20PA4Z	P.207	袋		19		同等品可
13	ラミネートフィルム	GBC/パウチフィルム A3 303×426(mm) 20枚入り	アコ・フランス・ジャパン	YP20PA3Z	P.207	袋		3		同等品可
14	テブラPROテープカートリッジ ヘッドクリーニングテープ	4~24mm幅テープ対応機種 約120回クリーニング可能	キングジム	SR24C	P.232	個		1		
15	テブラPROテープカートリッジ ヘッドクリーニングテープ	4~36mm幅テープ対応機種 約120回クリーニング可能	キングジム	SR36C	P.232	個		1		
16	テブラPROテープカートリッジ 白ラベル	テープ幅:6mm 長さ:8m 白に黒文字	キングジム	SS6K	P.234	個		4		
17	テブラPROテープカートリッジ 白ラベル	テープ幅:9mm 長さ:8m 白に黒文字	キングジム	SS9K	P.234	個		24		
18	テブラPROテープカートリッジ 白ラベル	テープ幅:12mm 長さ:8m 白に黒文字	キングジム	SS12K	P.234	個		159		
19	テブラPROテープカートリッジ 白ラベル	テープ幅:18mm 長さ:8m 白に黒文字	キングジム	SS18K	P.234	個		56		
20	テブラPROテープカートリッジ 白ラベル	テープ幅:24mm 長さ:8m 白に黒文字	キングジム	SS24K	P.234	個		48		
21	テブラPROテープカートリッジ 白ラベル	テープ幅:36mm 長さ:8m 白に黒文字	キングジム	SS36K	P.234	個		10		
22	テブラPROテープカートリッジ 透明ラベル	テープ幅:6mm 長さ:8m 透明に黒文字	キングジム	ST6K	P.234	個		3		
23	テブラPROテープカートリッジ 透明ラベル	テープ幅:9mm 長さ:8m 透明に黒文字	キングジム	ST9K	P.234	個		6		
24	テブラPROテープカートリッジ 透明ラベル	テープ幅:12mm 長さ:8m 透明に黒文字	キングジム	ST12K	P.234	個		7		
25	テブラPROテープカートリッジ 透明ラベル	テープ幅:18mm 長さ:8m 透明に黒文字	キングジム	ST18K	P.234	個		2		
26	テブラPROテープカートリッジ 透明ラベル	テープ幅:24mm 長さ:8m 透明に黒文字	キングジム	ST24K	P.234	個		2		
27	テブラPROテープカートリッジ 透明ラベル	テープ幅:36mm 長さ:8m 透明に黒文字	キングジム	ST36K	P.234	個		1		
28	テブラPROテープカートリッジ マグネットテープ	テープ幅:24mm 長さ:1.5m 白に黒文字	キングジム	SJ24S	P.235	個		8		
29	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:6mm 長さ:8m 赤に黒文字	キングジム	SC6R	P.234	個		5		
30	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:9mm 長さ:8m 赤に黒文字	キングジム	SC9R	P.234	個		3		
31	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:12mm 長さ:8m 赤に黒文字	キングジム	SC12R	P.234	個		4		
32	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:18mm 長さ:8m 赤に黒文字	キングジム	SC18R	P.234	個		2		
33	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:24mm 長さ:8m 赤に黒文字	キングジム	SC24R	P.234	個		1		
34	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:6mm 長さ:8m 黄に黒文字	キングジム	SC6Y	P.234	個		1		
35	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:9mm 長さ:8m 黄に黒文字	キングジム	SC9Y	P.234	個		4		
36	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:12mm 長さ:8m 黄に黒文字	キングジム	SC12Y	P.234	個		16		
37	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:18mm 長さ:8m 黄に黒文字	キングジム	SC18Y	P.234	個		17		
38	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:24mm 長さ:8m 黄に黒文字	キングジム	SC24Y	P.234	個		9		
39	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:36mm 長さ:8m 黄に黒文字	キングジム	SC36Y	P.234	個		2		
40	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:6mm 長さ:8m 緑に黒文字	キングジム	SC6G	P.234	個		5		
41	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:9mm 長さ:8m 緑に黒文字	キングジム	SC9G	P.234	個		5		
42	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:12mm 長さ:8m 緑に黒文字	キングジム	SC12G	P.234	個		5		
43	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:18mm 長さ:8m 緑に黒文字	キングジム	SC18G	P.234	個		4		
44	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:24mm 長さ:8m 緑に黒文字	キングジム	SC24G	P.234	個		2		
45	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:36mm 長さ:8m 緑に黒文字	キングジム	SC36G	P.234	個		1		

整理番号	品名	仕様	メーカー	品番	カタログ掲載頁	数量単位	定価又は参考価格(消費税別)	予定数量	合計金額(消費税別)	備考
46	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:6mm 長さ:8m 青に黒文字	キングジム	SC6B	P.234	個		5		
47	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:9mm 長さ:8m 青に黒文字	キングジム	SC9B	P.234	個		3		
48	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:12mm 長さ:8m 青に黒文字	キングジム	SC12B	P.234	個		2		
49	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:18mm 長さ:8m 青に黒文字	キングジム	SC18B	P.234	個		6		
50	テブラPROテープカートリッジ カララベル(パステル)	テープ幅:24mm 長さ:8m 青に黒文字	キングジム	SC24B	P.234	個		2		
51	小型フラットホッチキス	針装填数:100本 10号針使用 リムーバー付 縦じ枚数:26枚	マックス	HD-10DFL/B2 ブルー	P.249	個		20		
52	小型ホッチキス針	10号 1000本×20個入 (50本綴×20×20個)	スマートバリュー	B007J-20	P.251	箱		38		同等品可
53	中型ホッチキス針	3号 1000本入 (50本綴×20)	マックス	No.3-1M	P.252	個		1		
54	大型・特殊ホッチキス針	12号 1000本入 (100本綴×10)	マックス	1217FA-H	P.252	個		1		
55	ペーパークリンチ	6枚とじ	ブラス	SL-106NB ホワイト	P.255	個		7		同等品可
56	綴紐	45cm 黒 セル先 100本/束	ブラス	TF-185C	P.260	束		11		同等品可
57	綴紐	70cm こげ茶 セル先 10本/束	ブラス	TF-270C	P.260	束		31		同等品可
58	ダブルクリップ	51型 51mm 10個入 縦じ枚数:200枚	ブラス	CP-101	P.261	箱		3		同等品可
59	ダブルクリップ	41型 41mm 10個入 縦じ枚数:160枚	ブラス	CP-102	P.261	箱		5		同等品可
60	ダブルクリップ	大 32mm 10個入 縦じ枚数:120枚	ブラス	CP-103	P.261	箱		6		同等品可
61	ダブルクリップ	中 25mm 10個入 縦じ枚数:90枚	ブラス	CP-104	P.261	箱		13		同等品可
62	ダブルクリップ	小 19mm 10個入 縦じ枚数:50枚	ブラス	CP-105	P.261	箱		32		同等品可
63	ダブルクリップ	豆 15mm 10個入 縦じ枚数:40枚	ブラス	CP-106	P.261	箱		21		同等品可
64	ダブルクリップ	極豆 13mm 20個入 縦じ枚数:30枚	ブラス	CP-107	P.261	箱		26		同等品可
65	ゼムクリップ	大 29mm 500個入(500×1袋)	ミツヤ	GM-590	P.263	箱		27		同等品可
66	ゼムクリップ	小 23mm 500個入(500×1袋)	ミツヤ	GM-570	P.263	箱		4		同等品可
67	ゼムクリップ	大 29mm 500個入 箱入	スマートバリュー	V型ゼムクリップ B500J-L	P.264	箱		14		同等品可
68	ブッシュピン	100本入り クリア	ジョイントテックス	B035J	P.267	箱		2		同等品可
69	スティックのり	20本入 容量:22g のり径:約20mm	トンボ鉛筆	消えいろビット PT-NC(20本入)	P.293	箱		12		同等品可
70	液状のり	容量:50ml のり径:10mm (スタンダード)	ヤマト	エコミュ アラビック E・NA-150	P.295	本		27		
71	テープのりノリノプロ(本体)	しっかり貼れるブルー	ブラス	TG-1221	P.297	個		42		
72	テープのりノリノプロ(詰替え)	しっかり貼れるブルー	ブラス	TG-1221R	P.297	個		93		
73	瞬間接着剤	アロンアルファEXTRA 2g	コニシ	#O4613	P.301	本		11		
74	セロテープ	幅18mm×長35m 10巻入	ニチバン	CT405AP-18	P.281	箱		13		
75	紙両面テープ ナイスタック<ビジネスパック>	幅15mm×長30m 5巻入 テープ厚:0.09mm	ニチバン	ナイスタック NWBP-15	P.287	箱		9		
76	パンチラベル (リサイクル)	外径14.5mm×内径6mm 2880片(48片×60シート)入	ニチバン	ML-250RC-60	P.308	箱		15		
77	はさみ	刃渡り65mm ホワイト/グレー	ブラス	SC-175SF	P.314	本		12		同等品可
78	カッターナイフ(替刃)	小(ブラケース入り) 刃厚0.38mm 10枚入り	オルファ	SB10KS	P.318	バック		9		同等品可
79	カッターナイフ	エコカッターS型 ブルー セリースPPバック入り	オルファ	188BSB	P.318	本		21		同等品可
80	デスクトレイ<A4> ブラック	外形寸法:幅265×奥340×高65mm 内径寸法:幅240×奥313×高58mm	LIHIT LAB.	A-717	P.344	個		12		
81	デスクトレイ<A4> オフホワイト	外形寸法:幅265×奥340×高65mm 内径寸法:幅240×奥313×高58mm	LIHIT LAB.	A-717	P.344	個		5		
82	デスクトレイ<B4> ブラック	外形寸法:幅306×奥410×高65mm 内径寸法:幅280×奥382×高58mm	LIHIT LAB.	A-713	P.344	個		1		
83	デスクトレイ<B4> オフホワイト	外形寸法:幅306×奥410×高65mm 内径寸法:幅280×奥382×高58mm	LIHIT LAB.	A-713	P.344	個		1		
84	指サック	S 内径12mm×長14mm 20個入 材質:合成ゴム	ブラス	メクリッコ KM-401	P.356	箱		16		
85	指サック	M 内径14.5mm×長14mm 20個入 材質:合成ゴム	ブラス	メクリッコ KM-402	P.356	箱		32		
86	指サック	L 内径16.5mm×長14mm 20個入 材質:合成ゴム	ブラス	メクリッコ KM-403	P.356	箱		22		
87	指サック	LL 内径18.5mm×長14mm 20個入 材質:合成ゴム	ブラス	メクリッコ KM-404	P.356	箱		5		
88	紙めくりクリーム	外形:径48×高14mm 色:ピンク	ブラス	メクール KM-501CS	P.355	個		19		同等品可
89	速乾朱肉	盤面41mm ネジ蓋式	シャチハタ	MQN-40	P.369	個		9		
90	速乾朱肉	盤面52mm	シャチハタ	MQN-50	P.369	個		12		
91	速乾朱肉	盤面63mm	シャチハタ	MQN-60	P.369	個		4		
92	速乾朱の油	28ml	シャチハタ	OQN-28	P.369	本		5		
93	スタンプ台	中型 盤面:縦56×横90mm 黒 油性顔料系インキ	シャチハタ	HGN-2K 黒	P.367	個		14		
94	スタンプ台	中型 盤面:縦56×横90mm 赤 油性顔料系インキ	シャチハタ	HGN-2R 赤	P.367	個		18		
95	スタンプ台	中型 盤面:縦56×横90mm 藍 油性顔料系インキ	シャチハタ	HGN-2B 藍	P.367	個		13		

整理 番号	品名	仕様	メーカー	品番	カタログ 掲載頁	数量 単位	定価又は 参考価格 (消費税別)	予定数量	合計金額 (消費税別)	備考
96	スタンプ台	中型 盤面:縦56×横90mm 緑 油性顔料系インキ	シャチハタ	HGN-2G 緑	P.367	個		1		
97	スタンプ台 専用補充インキ(油性顔料系)	40ml補充インキ 黒	シャチハタ	SGN-40-K	P.367	本		5		
98	スタンプ台 専用補充インキ(油性顔料系)	40ml補充インキ 赤	シャチハタ	SGN-40-R	P.367	本		8		
99	スタンプ台 専用補充インキ(油性顔料系)	40ml補充インキ 藍	シャチハタ	SGN-40-B	P.367	本		7		
100	スタンプ台 専用補充インキ(油性顔料系)	40ml補充インキ 緑	シャチハタ	SGN-40-G	P.367	本		1		
101	粘着布テープ No.102RN	幅50mm×長25m	ニチバン	102RN7-50	P.375	巻		148		
102	クラフトテープ	エコラパッククラフトテープ 幅50mm×長50m	セキスイ	K501X03	P.378	巻		35		
103	荷造りひも	シャインテープ(玉巻)<300m>	松浦産業	300W	P.390	巻		34		
104	輪ゴム	内径38mm No.16 切幅1.1mm 約680本入 100g箱入	共和	オーバンド標準 GG-011	P.387	箱		11		
105	輪ゴム	内径114.5mm No.470 切幅6mm 約420本入 1kg袋入	共和	オーバンド標準 <1kg>GP-206	P.387	袋		8		
106	定規	15cm(長160mm・幅35mm・厚2mm)	レイメイ藤井	AJH158	P.437	本		21		同等品可
107	定規	30cm(長310mm・幅45mm・厚2mm)	レイメイ藤井	AJH308	P.437	本		8		同等品可
108	パイプ式ファイル (両開きタイプ)	A4-S 2穴 青 背幅36mm 縦じ厚20mm 収容数200枚	キングジム	スーパードットチク脱・着>イージー (タテ型) 2472A	P.448	冊		11		
109	パイプ式ファイル (両開きタイプ)	A4-S 2穴 青 背幅46mm 縦じ厚30mm 収容数300枚	キングジム	スーパードットチク脱・着>イージー (タテ型) 2473A	P.448	冊		34		
110	パイプ式ファイル (両開きタイプ)	A4-S 2穴 青 背幅56mm 縦じ厚40mm 収容数400枚	キングジム	スーパードットチク脱・着>イージー (タテ型) 2474A	P.448	冊		39		
111	パイプ式ファイル (両開きタイプ)	A4-S 2穴 青 背幅66mm 縦じ厚50mm 収容数500枚	キングジム	スーパードットチク脱・着>イージー (タテ型) 2475A	P.448	冊		67		
112	パイプ式ファイル (両開きタイプ)	A4-S 2穴 青 背幅76mm 縦じ厚60mm 収容数600枚	キングジム	スーパードットチク脱・着>イージー (タテ型) 2476A	P.448	冊		29		
113	パイプ式ファイル (両開きタイプ)	A4-S 2穴 青 背幅86mm 縦じ厚70mm 収容数700枚	キングジム	スーパードットチク脱・着>イージー (タテ型) 2477A	P.448	冊		24		
114	パイプ式ファイル (両開きタイプ)	A4-S 2穴 青 背幅96mm 縦じ厚80mm 収容数800枚	キングジム	スーパードットチク脱・着>イージー (タテ型) 2478A	P.448	冊		60		
115	パイプ式ファイル (両開きタイプ)	A4-S 2穴 青 背幅106mm 縦じ厚90mm 収容数900枚	キングジム	スーパードットチク脱・着>イージー (タテ型) 2479A	P.448	冊		4		
116	パイプ式ファイル (両開きタイプ)	A4-S 2穴 青 背幅116mm 縦じ厚100mm 収容数1000枚	キングジム	スーパードットチク脱・着>イージー (タテ型) 2470A	P.448	冊		71		
117	カラーインデックス(タテ型)	A4-S 2穴 5色10山11枚1組	キングジム	907-10Y	P.452	バック		172		
118	カラーインデックス(タテ型)	A4-S 2穴 6色12山13枚1組	キングジム	907-12Y	P.452	バック		80		
119	フラットファイル	A4-S 収容数180枚 10冊入 縦307×横230×背幅18mm	プラス	No.021N ブルー	P.463	バック		88		
120	フラットファイル	A4-S 収容数180枚 10冊入 縦307×横230×背幅18mm	プラス	No.021N グリーン	P.463	バック		57		
121	フラットファイル	A4-S 収容数180枚 10冊入 縦307×横230×背幅18mm	プラス	No.021N イエロー	P.463	バック		78		
122	フラットファイル	A4-S 収容数180枚 10冊入 縦307×横230×背幅18mm	プラス	No.021N ピンク	P.463	バック		52		
123	フラットファイル	A4-S 収容数180枚 10冊入 縦307×横230×背幅18mm	プラス	No.021N グレー	P.463	バック		121		
124	フラットファイル 厚とじ300 背ワイドタイプ	A4-S 収容数300枚 10冊入 縦307×横230×背幅28mm	プラス	No.021NW ブルー	P.465	バック		39		
125	フラットファイル 厚とじ300 背ワイドタイプ	A4-S 収容数300枚 10冊入 縦307×横230×背幅28mm	プラス	No.021NW グリーン	P.465	バック		22		
126	フラットファイル 厚とじ300 背ワイドタイプ	A4-S 収容数300枚 10冊入 縦307×横230×背幅28mm	プラス	No.021NW イエロー	P.465	バック		39		
127	フラットファイル 厚とじ300 背ワイドタイプ	A4-S 収容数300枚 10冊入 縦307×横230×背幅28mm	プラス	No.021NW ピンク	P.465	バック		35		
128	フラットファイル 厚とじ300 背ワイドタイプ	A4-S 収容数300枚 10冊入 縦307×横230×背幅28mm	プラス	No.021NW グレー	P.465	バック		38		
129	背幅伸縮ファイル (のびるファイル:タテ型)	背幅17~117mm 収容数1,000枚 A4-S 2穴 エスヤード	セキセイ	AE-50F ブルー	P.469	冊		332		
130	背幅伸縮ファイル (のびるファイル:タテ型)	背幅17~117mm 収容数1,000枚 A4-S 2穴 エスヤード	セキセイ	AE-50F グレー	P.469	冊		932		
131	背幅伸縮ファイル (のびるファイル:タテ型)	背幅17~117mm 収容数1,000枚 A4-S 2穴 エスヤード	セキセイ	AE-50F イエロー	P.469	冊		1		
132	背幅伸縮ファイル (のびるファイル:タテ型)	背幅17~117mm 収容数1,000枚 A4-S 2穴 エスヤード	セキセイ	AE-50F グリーン	P.469	冊		230		
133	背幅伸縮ファイル (のびるファイル:タテ型)	背幅17~117mm 収容数1,000枚 A4-S 2穴 エスヤード	セキセイ	AE-50F ピンク	P.469	冊		363		
134	背幅伸縮ファイル 外紐付 (のびるファイル:タテ型)	背幅17~117mm 収容数1,000枚 A4-S 2穴 紐付き エスヤード	セキセイ	AE-50FH ブルー	P.470	冊		163		
135	背幅伸縮ファイル (のびるファイル)	背幅13~113mm 収容数1,000枚 A4-S 2穴 樹脂ハトメ	セキセイ	AE-50J 青	P.470	冊		20		
136	背幅伸縮ファイル (のびるファイル)	背幅13~113mm 収容数1,000枚 A4-S 2穴 樹脂ハトメ	セキセイ	AE-50J 白	P.470	冊		130		
137	背幅伸縮ファイル (のびるファイル)	背幅13~113mm 収容数1,000枚 A4-E 2穴 樹脂ハトメ	セキセイ	AE-51J 青	P.470	冊		80		
138	背幅伸縮ファイル (のびるファイル)	背幅13~113mm 収容数1,000枚 A4-E 2穴 樹脂ハトメ	セキセイ	AE-51J 白	P.470	冊		127		
139	板目表紙	縦424mm×横303mm A3 10枚入	セキレイ	ITA70CP	P.460	バック		22		
140	板目表紙	縦306mm×横217mm A4 100枚入	セキレイ	ITA70A	P.461	包		11		
141	とじ込み表紙(ヨコ型)	A4-E 2穴 縦じ紐付 縦220mm×横307mm	プラス	FL-007TU	P.461	組		23		
142	とじ込み表紙(タテ型)	A4-S 2穴 縦じ紐付 縦307mm×横220mm	プラス	FL-012TU	P.461	組		26		
143	用箋挟(ヨコ型)	A4-S 縦225mm×横313mm	キングジム	8335 黒	P.483	枚		184		

整理番号	品名	仕様	メーカー	品番	カタログ掲載頁	数量単位	定価又は参考価格(消費税別)	予定数量	合計金額(消費税別)	備考
144	クリアファイル(ポケット差し替え式)	A4-S タテ型 青 30穴 背幅35mm ポケット数25枚 タテ入れ	LIHIT LAB.	クリヤーブック G3802 青	P.492	冊		1		
145	クリアファイル(ポケット差し替え式)	A4-S タテ型 青 30穴 背幅50mm ポケット数35枚 タテ入れ	LIHIT LAB.	クリヤーブック G3803 青	P.492	冊		1		
146	カラーベースポケット(替ポケット)	A4 30穴(2・4兼用) 10枚入 中紙あり タテ入れ	キングジム	103CP 黄	P.500	パック		19		
147	クリアホルダー	A4 乳白色 厚0.2mm 100枚入	スマートバリュー	D500J	P.501	パック		66		同等品可
148	カラークリアホルダー	A4 イエロー 厚0.2mm 20枚入	スマートバリュー	D611J-YL	P.503	パック		4		
149	カラークリアホルダー(紅)	A4 紅 厚0.2mm 5枚入	LIHIT LAB.	F-78-2	P.503	パック		45		
150	ボックスファイル(紙製)	A4-E クラフト フタ付 幅100×縦260×横317mm	プラス	FL-081BF	P.523	冊		206		同等品可
151	ポスト・イット再生紙ふせん	縦75×横75mm イエロー 100枚×20/パッド	スリーエムジャパン	ポスト・イット 6542-Y	P.535	箱		39		
152	ポスト・イット再生紙ふせん	縦75×横50mm イエロー 100枚×20/パッド	スリーエムジャパン	ポスト・イット 6562-Y	P.535	箱		41		
153	ポスト・イット再生紙ふせん	縦75×横25mm 混色 100枚×40/パッド	スリーエムジャパン	ポスト・イット 5002-K	P.536	箱		50		
154	ポスト・イット再生紙ふせん	縦75×横12.5mm 混色 100枚×40/パッド	スリーエムジャパン	ポスト・イット 5602-K	P.536	箱		9		
155	ポスト・イット再生紙ふせん	縦50×横15mm 混色 100枚×50/パッド	スリーエムジャパン	ポスト・イット 7002-K	P.536	箱		58		
156	ポスト・イット フィルム透明見出し	縦44×横6mm 混色 20枚×9/パッド	スリーエムジャパン	ポスト・イット 680MSH	P.539	パック		22		
157	ポスト・イット強粘着 電話ノート	縦74×横69mm ビビットイエロー 90枚×10/パッド	スリーエムジャパン	ポスト・イット SSP-3301TYN	P.537	箱		6		
158	ノート	再生紙ノートセミB5<無線とじ> セミB5 A罫7mm(30行) 32枚	スマートバリュー	P065J	P.542	冊		121		同等品可
159	ノート	再生紙ノートA4<無線とじ> A4 A罫7mm(35行) 40枚	スマートバリュー	P067J	P.542	冊		87		同等品可
160	油性ボールペン(ノック式)	ボール径:0.5mm 黒 10本入	三菱鉛筆	ジェットストリーム SXN15005.24	P.567	箱		53		
161	油性ボールペン(ノック式)	ボール径:0.5mm 赤 10本入	三菱鉛筆	ジェットストリーム SXN15005.15	P.567	箱		32		
162	油性ボールペン(ノック式)	ボール径:0.5mm 青 10本入	三菱鉛筆	ジェットストリーム SXN15005.33	P.567	箱		17		
163	ジェルボールペン(ノック式)	ボール径:0.5mm 黒 10本入	ゼブラ	サラサクリップ0.5 JJ15-BK	P.576	箱		8		
164	ジェルボールペン(ノック式)	ボール径:0.5mm 赤	ゼブラ	サラサクリップ0.5 JJ15-R	P.576	本		33		
165	ジェルボールペン(ノック式)	ボール径:0.5mm 青	ゼブラ	サラサクリップ0.5 JJ15-BL	P.576	本		24		
166	ジェルボールペン(ノック式)	ボール径:0.5mm 緑	ゼブラ	サラサクリップ0.5 JJ15-G	P.576	本		1		
167	ゲルインクボールペン(キャップ式)	ボール径:0.28mm 黒	三菱鉛筆	シグノ・超極細 UM15128-24	P.574	本		17		
168	ゲルインクボールペン(キャップ式)	ボール径:0.28mm 赤	三菱鉛筆	シグノ・超極細 UM15128-15	P.574	本		25		
169	ゲルインクボールペン(ノック式)	ボール径:0.3mm 青	ぺんてる	エナージェル エス BLN123-C	P.575	本		8		
170	ボールペン替芯(油性インク)	長:111.5mm ボール径:0.5mm 黒 (ジェットストリーム用) 10本入	三菱鉛筆	ジェットストリーム SXR5-24	P.587	箱		19		
171	ボールペン替芯(油性インク)	長:111.5mm ボール径:0.5mm 赤 (ジェットストリーム用) 10本入	三菱鉛筆	ジェットストリーム SXR5-15	P.587	箱		21		
172	ボールペン替芯(油性インク)	長:111.5mm ボール径:0.5mm 青 (ジェットストリーム用) 10本入	三菱鉛筆	ジェットストリーム SXR5-33	P.587	箱		8		
173	ボールペン替芯(ジェルボールペン)	長:111mm ボール径:0.5mm 黒 (サラサ0.5用) 10本入	ゼブラ	RJF5-BK	P.585	箱		3		
174	ボールペン替芯(ゲルインク)	長:119.0mm ボール径:0.28mm (シグノ・超極細0.28用)黒 10本入	三菱鉛筆	ユニボールシグノ替芯 UMR1-28 黒(24)	P.587	箱		1		
175	ボールペン替芯(ゲルインク)	長:119.0mm ボール径:0.28mm (シグノ・超極細0.28用)赤 10本入	三菱鉛筆	ユニボールシグノ替芯 UMR1-28 赤(15)	P.587	箱		1		
176	シャープペン	芯径:0.5mm 消しゴム付	ゼブラ	タブリクリップ MN5-BK	P.590	本		138		同等品可
177	シャープペン芯	HB 芯径:0.5mm 40本入 芯の長さ:60mm	ぺんてる	替芯Pentel Ain C285-HB	P.591	個		79		同等品可
178	シャープペン芯	B 芯径:0.5mm 40本入 芯の長さ:60mm	ぺんてる	替芯Pentel Ain C285-B	P.591	個		30		同等品可
179	シャープペン芯	2B 芯径:0.5mm 40本入 芯の長さ:60mm	ぺんてる	替芯Pentel Ain C285-2B	P.591	個		61		同等品可
180	鉛筆	HB 12本入	トンボ鉛筆	LA-KEAHB	P.592	箱		6		同等品可
181	鉛筆	B 12本入	トンボ鉛筆	LA-KEAB	P.592	箱		7		同等品可
182	鉛筆	2B 12本入	トンボ鉛筆	LA-KEA2B	P.592	箱		2		同等品可
183	色鉛筆	しゅいろ 12本入	トンボ鉛筆	1500-26	P.594	箱		2		
184	色鉛筆	だいたいいろ 12本入	トンボ鉛筆	1500-28	P.594	箱		9		
185	色鉛筆	あお 12本入	トンボ鉛筆	1500-15	P.594	箱		1		
186	消しゴム	プラスチックタイプ 40個入 幅43×奥17×高11mm	トンボ鉛筆	PE-01A	P.624	箱		9		同等品可
187	修正テープ(カートリッジタイプ)	本体 テープ幅4.2mm×長12m 外形:幅19×奥88×高50mm	トンボ鉛筆	モノYX CT-YX4	P.618	個		23		
188	修正テープ(カートリッジタイプ)	本体 テープ幅6.0mm×長12m 外形:幅19×奥88×高50mm	トンボ鉛筆	モノYX CT-YX6	P.618	個		15		
189	修正テープ用カートリッジ	カートリッジ4.2mm用 (CT-YX4交換用)	トンボ鉛筆	CT-YR4	P.618	個		6		
190	修正テープ用カートリッジ	カートリッジ6mm用 (CT-YX6交換用)	トンボ鉛筆	CT-YR6	P.618	個		35		
191	蛍光マーカー用カートリッジ	赤用 3本入 (蛍光オブテックス2用)	ゼブラ	RWK8-R	P.598	パック		50		
192	蛍光マーカー用カートリッジ	ピンク用 3本入 (蛍光オブテックス2用)	ゼブラ	RWK8-P	P.598	パック		96		

整理 番号	品名	仕様	メーカー	品番	カタログ 掲載頁	数量 単位	定価又は 参考価格 (消費税別)	予定数量	合計金額 (消費税別)	備考
193	蛍光マーカー用カートリッジ	オレンジ用 3本入 (蛍光オプテックス2用)	ゼブラ	RWK8-OR	P.598	パック		88		
194	蛍光マーカー用カートリッジ	黄用 3本入 (蛍光オプテックス2用)	ゼブラ	RWK8-Y	P.598	パック		224		
195	蛍光マーカー用カートリッジ	緑用 3本入 (蛍光オプテックス2用)	ゼブラ	RWK8-G	P.598	パック		65		
196	蛍光マーカー用カートリッジ	青用 3本入 (蛍光オプテックス2用)	ゼブラ	RWK8-BL	P.598	パック		66		
197	蛍光マーカー用カートリッジ	紫用 3本入 (蛍光オプテックス2用)	ゼブラ	RWK8-PU	P.598	パック		38		
198	蛍光マーカー	赤 ツインタイプ 詰め替え式 線幅4.0mm/1.1~1.3mm	ゼブラ	蛍光オプテックス2EZ WKT11-R	P.598	本		61		
199	蛍光マーカー	ピンク ツインタイプ 詰め替え式 線幅4.0mm/1.1~1.3mm	ゼブラ	蛍光オプテックス2EZ WKT11-P	P.598	本		144		
200	蛍光マーカー	オレンジ ツインタイプ 詰め替え式 線幅4.0mm/1.1~1.3mm	ゼブラ	蛍光オプテックス2EZ WKT11-OR	P.598	本		124		
201	蛍光マーカー	黄 ツインタイプ 詰め替え式 線幅4.0mm/1.1~1.3mm	ゼブラ	蛍光オプテックス2EZ WKT11-Y	P.598	本		264		
202	蛍光マーカー	緑 ツインタイプ 詰め替え式 線幅4.0mm/1.1~1.3mm	ゼブラ	蛍光オプテックス2EZ WKT11-G	P.598	本		111		
203	蛍光マーカー	青 ツインタイプ 詰め替え式 線幅4.0mm/1.1~1.3mm	ゼブラ	蛍光オプテックス2EZ WKT11-BL	P.598	本		80		
204	蛍光マーカー	紫 ツインタイプ 詰め替え式 線幅4.0mm/1.1~1.3mm	ゼブラ	蛍光オプテックス2EZ WKT11-PU	P.598	本		34		
205	油性マーカー	太字+細字 黒 線幅:太字6.0/細字1.5~2.0mm	ゼブラ	ハイマッキーケア YYT5-BK	P.605	本		37		
206	油性マーカー	太字+細字 青 線幅:太字6.0/細字1.5~2.0mm	ゼブラ	ハイマッキーケア YYT5-BL	P.605	本		5		
207	油性マーカー	太字+細字 赤 線幅:太字6.0/細字1.5~2.0mm	ゼブラ	ハイマッキーケア YYT5-R	P.605	本		10		
208	油性マーカー	細字+極細 黒 線幅:細字1.0~1.3/極細0.5mm	ゼブラ	マッキーケア YYTS5-BK	P.605	本		57		
209	油性マーカー	細字+極細 青 線幅:細字1.0~1.3/極細0.5mm	ゼブラ	マッキーケア YYTS5-BL	P.605	本		16		
210	油性マーカー	細字+極細 赤 線幅:細字1.0~1.3/極細0.5mm	ゼブラ	マッキーケア YYTS5-R	P.605	本		25		
211	ラッシュオンペン	ラッシュオンペンNO300(黒)	寺西化学工業	M300-T1	P.602	本		96		
212	ラッシュオンペン	ラッシュオンペンNO300(赤)	寺西化学工業	M300-T2	P.602	本		91		
213	ホワイトボードマーカー	ツインタイプ:太字(角)/中字(丸) 黒 線幅:太字5.5/中字2.0mm	サクラクレパス	WBK-T#49	P.613	本		33		同等品可
214	ホワイトボードマーカー	ツインタイプ:太字(角)/中字(丸) 赤 線幅:太字5.5/中字2.0mm	サクラクレパス	WBK-T#19	P.613	本		16		同等品可
215	ホワイトボードマーカー	ツインタイプ:太字(角)/中字(丸) 青 線幅:太字5.5/中字2.0mm	サクラクレパス	WBK-T#36	P.613	本		15		同等品可
216	ホワイトボード用マグネットイレーザー	本体 マグネット内蔵 幅133×奥35×高26mm	マグエックス	MMRE	P.615	個		5		同等品可
217	ホワイトボード用マグネットイレーザー	スベアシート(5枚入) 幅126×奥110×高1.2mm	マグエックス	MMRE-R5	P.615	パック		3		同等品可
218	乾電池	アルカリ乾電池 単1形 4本入	Panasonic	LR20XJ/4SW	P.803	パック		7		
219	乾電池	アルカリ乾電池 単2形 4本入	Panasonic	LR14XJ/4SW	P.803	パック		5		
220	乾電池	アルカリ乾電池 単3形 4本入	Panasonic	LR6XJ/4SE	P.803	パック		49		
221	乾電池	アルカリ乾電池 単4形 4本入	Panasonic	LR03XJ/4SE	P.803	パック		35		
222	乾電池	エボルタ乾電池 単3形 20本入	Panasonic	LR6EJ/20SW	P.803	パック		11		
223	乾電池	エボルタ乾電池 単4形 12本入	Panasonic	LR03EJ/12SW	P.803	パック		10		
224	カラーレーザー & カラーコピー 用紙(両面印刷用・マット紙)	A3 タテ・ヨコ:420・297 紙厚105g/m ² ・0.12mm	コクヨ	LBP-F1130 100枚入	コクヨ P.260	冊		1		
225	KB用紙	A4 タテ・ヨコ:297・210 500枚入 紙厚:64g/m ² ・0.09mm	コクヨ	KB-39N	コクヨ P.265	冊		32		
226	吊り下げ名札セット	名刺・IDカード用・チャック付き・ 2ウェイタイプ 10個パック 紐青	コクヨ	ナフ-SD180-10B	コクヨ P.411	パック		21		
227	吊り下げ名札セット	名刺・IDカード用・チャック付き・ 2ウェイタイプ 10個パック 紐赤	コクヨ	ナフ-SD180-10R	コクヨ P.411	パック		2		
228	インデックス	18×25mm 青枠 176片(16片×11シート)	コクヨ	タックインデックス(小) タ-E20NB	コクヨ P.439	袋		349		
229	インデックス	18×25mm 赤枠 176片(16片×11シート)	コクヨ	タックインデックス(小) タ-E20NR	コクヨ P.439	袋		120		
230	インデックス	23×29mm 青枠 120片(12片×10シート)	コクヨ	タックインデックス(中) タ-E21NB	コクヨ P.439	袋		179		
231	インデックス	23×29mm 赤枠 120片(12片×10シート)	コクヨ	タックインデックス(中) タ-E21NR	コクヨ P.439	袋		100		
232	インデックス	27×34mm 青枠 90片(9片×10シート)	コクヨ	タックインデックス(大) タ-E22NB	コクヨ P.439	袋		81		
233	インデックス	27×34mm 赤枠 90片(9片×10シート)	コクヨ	タックインデックス(大) タ-E22NR	コクヨ P.439	袋		50		
234	インクリボンカセット(紙用)	黒インク 3個入 タイトルプレーン2・3専用アクセサリ	コクヨ	NS-TBR1D-3	コクヨ P.434	箱		16		
合 計										

契 約 書

発注者 支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 竹下 洋介（以下「甲」という。）と受注者 ****（以下「乙」という。）は、令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）（以下「業務」という。）に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、『令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）仕様書』（以下「仕様書」という）に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 契約単価（消費税額及び地方消費税額を除く。）は、『令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）契約単価一覧表』のとおりとする。

2 契約締結時において、予測し得なかった市場価格の著しい変動があったときは、協議の上、契約単価を変更することができる。その際は、根拠資料を甲に提出すること。

（契約期間及び契約内容）

第4条 本契約の有効期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2 当該調達品目等の資質、構造、形状、寸法等はすべて『仕様書』のとおりとし、納入期限、納入場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。

- 一 納入期限 『仕様書』のとおり。
- 二 納入場所 別添1『令和8年度文房具等消耗品の購入（単価契約）納入場所一覧表』のとおり
- 三 検査場所 納入場所に同じ。

（契約保証金）

第5条 この契約の保証金は、免除する。

（監督）

第6条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（検査）

第7条 乙は、業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。

- 2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を

受け、これに合格しなければならない。

(代金の支払)

第8条 乙は、検査終了後、第3条の契約単価に発注数量を乗じた合計金額に、消費税額及び地方消費税額（小数点以下切捨て）を加算した金額を官署支出官大分労働局長に請求するものとする。

2 官署支出官大分労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第9条 甲は、乙が第4条第2項の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第8条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額について、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算し得られた額（百円未満端数切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第15条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第12条 乙が第25条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第13条 納入現品の所有権は、甲が、第7条の検査の結果、合格品と認め、合格品を受領したときに移転する。

2 所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

3 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第14条 甲は、第7条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求ことができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
 - (1) 第20条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
 - (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - (5) 第22条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(費用負担)

第16条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

- 第17条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
 - 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
 - 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第18条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、

甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第19条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(納期の延期)

第20条 乙は、第3項に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に現品の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

3 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

4 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第9条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第23条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所へ

立ち入り調査をさせることができる。

- 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第24条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第同条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第同条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の指示に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第同条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負(契約)金額の100分の10に相当する額のほか、請負(契約)金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第30条 甲は、第14条第2項、第15条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第14条第2項、第15条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第33条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第34条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(合意管轄)

第35条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する訴訟の専属的合意管轄裁判所は大分地方裁判所とする。

(紛争等の解決方法)

第 36 条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(存続条項)

第 37 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条第 2 項、第 22 条、第 25 条、第 28 条、第 30 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市東春日町 17 番 20 号
大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階
支出負担行為担当官
大分労働局総務部長 竹下 洋介

乙 住所

